

規制委員会はアクティブ試験終了（ガラス固化失敗を隠し）を確認せず
“しゅん工”させようとしています！

テーマ I 核燃サイクル政策を問う (担当：三陸の海・岩手の会 永田文夫)

1-1 計画変更して六ヶ所再処理工場のしゅん工をなぜ急ぐのか (規制庁へ質問)

質問 1) アクティブ試験を終了せずにしゅん工は認められないのではないか。

回答： アクティブ試験につきましては、新規制基準が施工される前の基準に基づいて使用前検査の受検に必要なデータを取得する目的で実施されております。このためわれわれとしては操作や試験の結果そのものを評価することを今のところ考えておりません。審査中の設工認が認可された場合は日本原燃自らが行う使用前事業者検査において 設計及び工事の計画に従って工事が行われていること、新規制基準の技術基準に適合していることを確認することにしていきます。

コメント：原子力規制庁は私たちが再処理施設の安全運転上最も重要とし注目してきたアクティブ試験の評価は行わないと回答しました。2006年3月から20年間行われてきたこの超危険施設の使用済燃料を使用した総合試験の評価をしないと答えた背景は高レベル廃液のガラス固化の失敗等を隠すためです。試験の終了報告書を求めず評価もせず、結果を操業の安全に反映せずにしゅん工させることは、規制委員会の設置目的を踏みにじる重大事故への道であり容認できません。

→追加質問を提出：①日本原燃は2022年8月段階でアクティブ試験と新規制基準対応終了後にしゅん工*1)としてきた。またアクティブ試験計画書の終了条件*2)では試験終了後にしゅん工とされていた。人々に公開してきた条件を事業者の都合で勝手に破ってよいのか。②関連し旧再処理規則第6条の2(技術上の基準)7項目*3)が2013年に削除されたが、他の規制法のどの条項で担保されているのか。(申請書にあるPu、Uの回収率が98.2%以上であること等)

質問 2) 再処理工場の耐震は大丈夫か (規制庁と内閣府へ質問)

① 建設当時 375 ガルの基準地震動で作られた再処理工場の主要工程はアクティブ試験で汚染され人が近づけなくなっているが、耐震補強とその評価が厳重になされているのか。

回答：設工認の対象になっている機器配管についてたとえば大体機器 1900 くらいと配管 15000 くらいが対象になっています。これら機器配管に対して今事業者のほうで耐震性に対する計算をしているところございまして、これが今後審査会において議論されるというような状況になっているところですよ。

コメント：今後注視していく。アンダーライン：聞き取れず不確かです

② 2018年4月再処理工場の敷地で想定される最大級の揺れである基準地震動が700ガルに変更されている。2020年4月内閣府中央防災会議は日本海溝巨大地震時(Mw9.1)に六ヶ所村は震度6強(気象庁830~1500ガル)と想定している。再処理工場はこの地震に耐えるのか、基準地震動の見直しをすべきでないか。見解を求めます。

回答：審査においては日本海溝と千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループの報告書に示されている検討モデルと許可をしている(日本原燃)のモデルと比較してした結果この内閣府のM9.1の地震について基準地震動を超えることはない判断しています。

コメント：前回と同様の回答であった。この間私たちは日本原燃のモデルは想定地震M9.0で経験的グリーン関数を使用したことがわかった、内閣府は想定地震M9.1で統計的グリーン関数モデルを使用している。このような異なる震源のマグニチュードと異なるモデルによる敷地到来地震動を算出した値(パラメータ)を比較できないはずでありごまかしではないか。また再処理工場敷地到来最大の基準地震動700ガルは2011.3東北地方太平洋沖巨大地震の実測値と比較すると過小評価が明らかではないか。

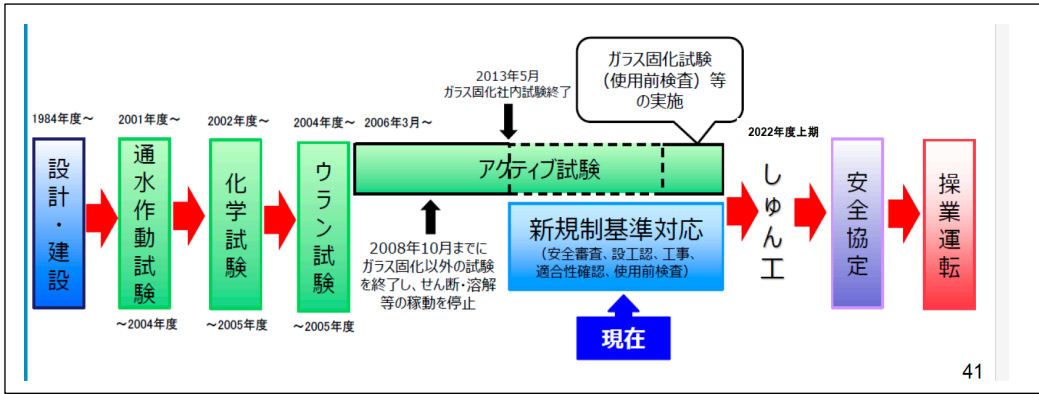
→追加質問を提出：2011.3.11海溝巨大地震と2025.12.8青森県東方沖地震(震源地が内閣府想定震源域)の各測定点での最大加速度の図*4)を配布し、3.11よりも大きな(エネルギー1.4倍)の内閣府想定地震において下北半島は1000ガル以上が想定されること。700ガルは過小評価であることを示し理解を求めました。

→内閣府の担当官へ追加質問：内閣府中央防災会議の大地震想定は原子力施設を例外とせず特に尊重させなければならないのではないか。

*持ち時間は担当官の回答を含め13分となっており、論点について議論はできず意見要望を述べることで精一杯でした。そのため、論点に関わる追加質問を提出しました。以上に関わる文字起こしをした議事録(議事録は担当官の声が聞き取れないところがあり不正確なところもあるかと思えます。)と追加質問は以下のURLをご覧ください。

<https://sanriku.my.cocacn.jp/260421Q&A&addQ.pdf>

資料*1)「六ヶ所再処理工場の概要」2022年8月23日日本原燃 2-3 再処理工場の現在の状況



資料*2) アクティブ試験計画書
平成23年10月13日日本原燃

8. アクティブ試験の終了条件

- (1) 段階的試験の終了
試験運転の安全機能の確認に係る各試験項目が全て終了していること。
- (2) 使用前検査の終了
以下の使用前検査が全て終了していること。
 - ・気体廃棄物放出放射線量検査
 - ・液体廃棄物放出放射線量検査
 - ・廃液の蒸発処理能力検査（高レベル廃液処理設備及び低レベル廃液処理設備の処理能力）
 - ・ガラス溶融炉等の処理能力検査（高レベル廃液ガラス固化設備及び低レベル固体廃棄物処理設備の処理能力）
 - ・線量当量率等の測定検査（線量当量率及び空気中の放射性物質濃度の測定）
 - ・製品中の原子核分裂生成物の含有率測定検査
 - ・製品の回収率測定検査
- (3) その他
 - ・アクティブ試験結果を評価することにより、しゅん工にあたって反映すべき安全対策等の有無について確認し、必要に応じ保安規定の変更、認可を得ていること。
 - ・試験運転で得られた情報を運転手順書等に反映していること。
 - ・不適合等の処置については、JEC4111-2003 又は 2009 に準拠し、行われていること。
 - ・使用前検査に合格していること。

資料*3)旧再処理規則 2013.12 以前の
第六条の二：2013年に削除された

(性能の技術上の基準)

第六条の二 法第四十六条第二項第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 (略)
- 二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。
- 三 主要な放射線管理施設の性能が、申請書等及びその添付書類に記載した性能を満足するものであること。
- 四 (略)
- 五 核燃料物質が臨界に達することを防ぐ能力及び使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力を満足するものであること。
- 六 製品中の原子核分裂生成物の含有率が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。
- 七 製品の回収率が、申請書等及びその添付書類に記載した値以上であること。

資料*4)

内閣府想定日本海溝
巨大地震 M9.1

六ヶ所村から東方
約 90km を震源と想定。

右図「3.11 大地震 M9.0

加速度分布図」を左図

2025.12.8 地震震源近く

に移動させると六ヶ所

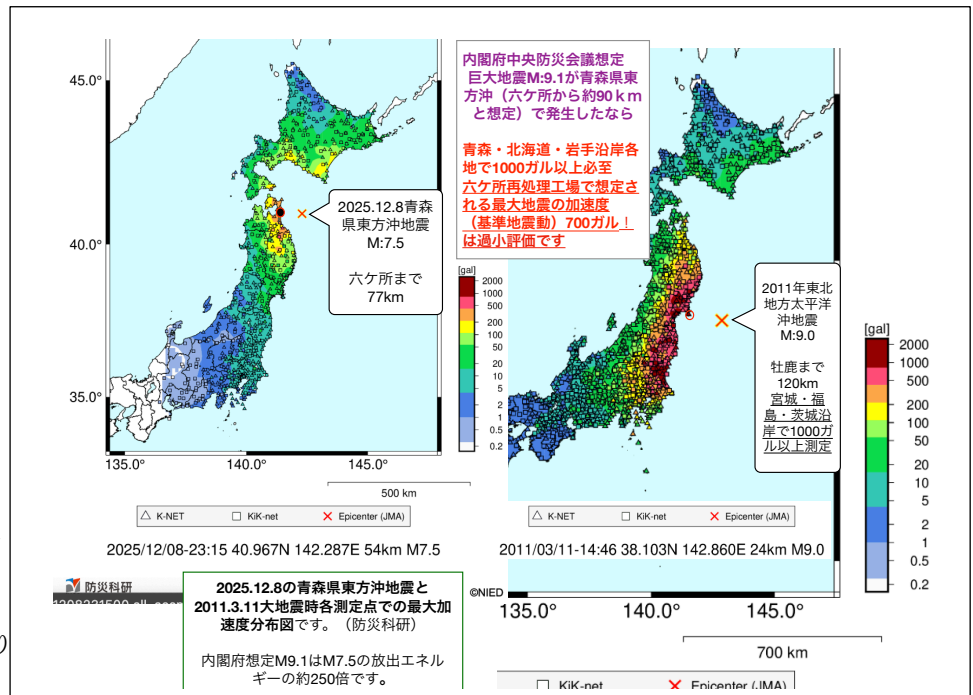
は最大加速度 1000 ガル

必至。しかし再処理工場

の最大加速度（基準地震

動）を 700 ガルと過小評価

＊ 図は防災科研 KiKnet より



* 図は防災科研 KiKnet より